

長崎県見守りネットワーク推進協議会設置要綱

（目的）

第1条 見守りを必要とする人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、行政、関係機関・団体、民間事業者、住民が連携・協働した多重的な見守り体制の整備・強化を図るため、長崎県見守りネットワーク推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次の事項について、情報を共有し協議等を行う。

- （1）県全域での多重的見守り体制の整備・強化に関すること。
- （2）見守り協定の締結促進、協力民間事業者の拡大に関すること。
- （3）ICTを活用した見守りに関すること。
- （4）消費者の安全確保に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、高齢者等の見守りに関すること。

（組織）

第3条 協議会は、別表に掲げる団体で構成する。

- 2 構成団体は、協議会での協議を経て、必要に応じ追加等を行うものとする。
- 3 協議会の会長は、長崎県福祉保健部次長とする。
- 4 協議会の協議に資するため、所掌事項について検討を行う部会を置くことができる。
- 5 事務局は、長崎県福祉保健部長寿社会課に設置する。

（運営）

第4条 協議会の会議は、必要な時期に、事務局が招集する。

- 2 事務局は、必要に応じて、構成団体以外の者の出席を求めることができる。
- 3 部会の運営に関することは、別途、部会において定める。

（雑則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、その都度協議会において協議するものとする。

- 2 協議会は、消費者安全法（平成21年法律第50号）に基づく消費者安全確保地域協議会を兼ねるものとする。

附則

この要綱は、平成29年6月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(別表)

長崎県見守りネットワーク推進協議会 会員名簿

R5.10.4現在

		団体名
民間事業者	1	九州電力株式会社 長崎支社
	2	西部ガス株式会社 長崎支社
	3	生活協同組合ウラコープ
	4	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
	5	一般社団法人長崎県LPガス協会
	6	長崎ヤクルト株式会社
	7	ヤマト運輸株式会社 長崎主管支店
	8	日本郵便株式会社 九州支社
	9	一般社団法人長崎県医薬品配置協会
	10	第一生命保険株式会社 長崎支社
	11	長崎軽運送協業組合
	12	明治安田生命保険相互会社 長崎支社
	13	株式会社翔葉 長崎営業部
	14	長崎新聞 長崎会
	15	株式会社ファミリーマート 九州第2ディストリクト
	16	株式会社ローソン 長崎支店
	17	佐世保ヤクルト株式会社
	18	五島ヤクルト販売株式会社
	19	グリーンコープ生活協同組合
	20	九州東邦株式会社
	21	日本生命保険相互会社 長崎支社
団体	22	長崎県商工会連合会
	23	長崎県農業協同組合中央会
	24	社会福祉法人長崎県社会福祉協議会
	25	長崎県民生委員児童委員協議会
	26	公益財団法人長崎県老人クラブ連合会
	27	公益社団法人認知症のひとと家族の会 長崎県支部
市町	28	長崎市
	29	佐世保市
	30	島原市
	31	諫早市
	32	大村市
	33	平戸市
	34	松浦市
	35	対馬市
	36	壱岐市
	37	五島市
	38	西海市
	39	雲仙市
	40	南島原市
	41	長与町
	42	時津町
	43	東彼杵町
	44	川棚町
	45	波佐見町
	46	小値賀町
	47	佐々町
	48	新上五島町
	49	島原地域広域市町村圏組合
県	50	危機管理部消防保安室
	51	県民生活部食品安全・消費生活課
	52	福祉保健部福祉保健課